

## 5-3. 公共施設の方針

### (1) 基本的考え方

土地利用の基本方針に基づき、公共施設等を都市機能拠点ゾーンへ集約して都市のコンパクト化を図るとともに、生活利便施設やコミュニティ関連施設をコミュニティの拠点へ集積するなど、公共施設等の適正配置・集約化を進め、都市の生活利便性の向上を図ります(図4.10参照)。公共施設の再配置・再整備には、持続可能な施設活用の仕組みを検討したうえで既存施設を有効に活用し、省エネルギー化を積極的に活用することにより、財政健全化や地球温暖化対策にも寄与します。

#### 公共施設等の適正配置・集約化のイメージ

公共施設等の建て替えが必要となった際に、事業手法の検討を行った結果、移転建て替えが適しているとなった場合に、適正配置・集約化を進める。

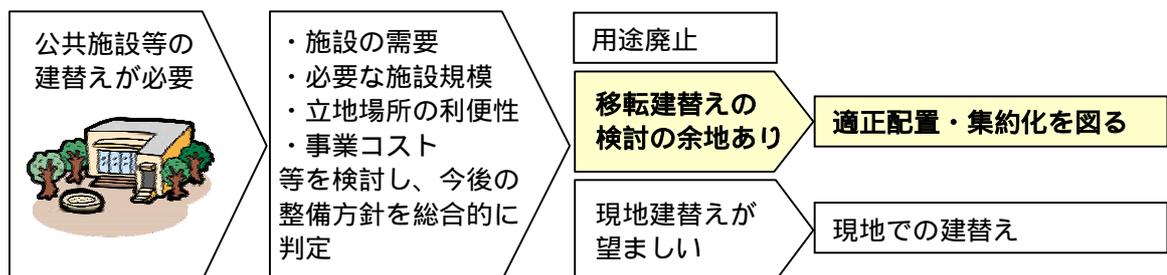


図 4.9 公共施設等の適正配置・集約化のイメージ

### (2) 整備方針

#### 1) 行政施設

これまで進めてきた官庁街の形成を継続し、市役所をはじめとする既存の官公庁施設を適切に維持し、老朽化した建物の更新を行いながら市民の利便性、行政サービスの効率化、質向上を図ります。

- ・図書館の市役所庁舎への移転
- ・市立病院の建て替え事業の継続
- ・消防本部庁舎の耐震改修(滝川市耐震改修促進計画)(確認)
- ・その他、建て替え、移転、長寿命化・バリアフリー化等に関する事業

#### 2) 文化施設

滝川市文化センター、こども科学館、美術自然史館、郷土館を中心としたゾーンについては、既存の文化・教育施設を維持・活用し、公共交通のネットワークによる利便性の向上を図ります。

- ・文化センター、空知教育センター移転・既存施設有効活用(滝川市耐震改修促進計画等)
- ・その他、建て替え、移転、長寿命化・バリアフリー化等に関する事業

#### 3) 福祉施設

社会的な支援を必要とする人が円滑に在宅サービスを利用でき、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、老人保健施設(ナイスケアすずかけ)、老人福祉施設(緑寿園)を中心とした施設機能等、今後の超高齢化社会を見据えた在宅福祉機能の充実を図ります。

また、障がい者や障がい者支援団体の活動拠点、障がい者と市民との交流拠点としての身体障害者福祉センター及び地域ふれあいセンターが一体となって障がい者の社会参加機会の充実を図ります。

さらに、少子化は進んでいますが、保育ニーズは増加傾向にあることから、現在の6箇所体制を当面は維持し、子育てのより良い環境づくりを進めます。

- ・中央保育所・分園東栄保育所（H22年度予定、一部増築）、二の坂保育所（H23年度予定）の耐震改修

- ・高齢者向け共同住宅の供給促進

（参考：関連計画）

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H21～H23年度）

滝川市保育計画（H22～H26年度）

滝川市障がい者計画（H20～H24年度）

滝川市障がい福祉計画（H21～H23年度）

#### 4) スポーツ施設

石狩徳富河川緑地(航空公園)、滝の川公園の既存運動公園のエリアについては、周辺の自然環境との調和や市民の利用度を考慮し、長期的な視点に立って老朽施設の改修を計画的に進めます。

- ・滝川スポーツセンター、青年体育センターの耐震診断、耐震改修（滝川市耐震改修促進計画）
- ・その他、建て替え、移転、長寿命化・バリアフリー化等に関する事業

#### 5) その他の施設

##### 学校施設（コミュニティ拠点の形成）

小学校については、小学校区を基本としたコミュニティ街区( )の小学校を含むエリアをコミュニティ活動の拠点とし、公民館、住区基幹公園、民間の小規模商業施設などの生活利便施設、コミュニティ関連施設等をコミュニティ拠点に集約し、PTAや町内会を中心とした地域活動の拠点エリアを形成します。

現時点の小学校区を基本として設定するが、学校の適正配置の検討により学校区の変更が生じた場合には、その時点のコミュニティの状況を勘案したうえでエリアの変更を検討する。

- ・滝川市立西高等学校の施設、設備の改修
- ・國學院大學北海道短期大学部の既存施設の維持管理、地域の生涯学習の拠点施設としての有効活用
- ・学校の適正配置計画作成（H22）

小・中学校については、滝川市立小・中学校適正配置基本方針に基づき、学校規模（小学校12～18学級、中学校6～18学級）と配置の適正化（学校規模の基準を下回る場合に統廃合等について検討）を推進します。

- ・学校施設の耐震改修（滝川市耐震改修促進計画）

対象：滝川市立滝川第一小学校、滝川市立滝川第二小学校、滝川市立滝川第三小学校、滝川市立東栄小学校、滝川市立西小学校、滝川市立東小学校、滝川市立江部乙小学校、滝川市立江陵中学校、滝川市立明苑中学校、滝川市立開西中学校、滝川市立江部乙中学校、滝川市立西高等学校

### **中間処理施設**

ごみ処理の広域化計画に基づく滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町の広域中間処理施設であるリサイクルーンは、ごみ由来のバイオガスの利用によるエネルギーの有効活用を行い、埋立量を抑制する取組など環境負荷の軽減を図ります。

- ・バイオガスの多様な利用によるエネルギーコストの削減

### **廃棄物処理施設**

産業廃棄物処理施設は、各民間事業者による整備が基本となっているが、「北海道循環型社会推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」等に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう努めるとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、当該施設に係る計画内容やその公益性を踏まえた上で、適正な管理運営等の維持を含め、当該施設に係る恒久性の確保が図られると判断する場合には、都市計画決定に向けての検討を行う。

### **し尿処理場**

既存の処理施設の老朽化に対応するため、下水道との一元化処理の実施について検討をすすめ、市民の衛生環境保全の確保を図ります。

### **火葬場**

火葬場(滝の川斎苑)については、滝川市、赤平市、新十津川町、雨竜町の広域を対象とし、市民生活を営む上で必要不可欠な施設であるため、今後とも施設の現機能の維持を図るとともに、今後の需要に応じて、適宜、周辺環境に配慮した上で施設更新を行います。

- ・建替事業

### **卸売市場**

生鮮食料品等の流通の広域化により、地方の卸売市場を中心に集荷力が低下傾向にあるとともに、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まる中で、卸売市場におけるコールドチェーン(流通過程で低温を保つ物流方式)の確立や品質管理の徹底が求められています。また、情報技術を活用し、卸売市場における取引や物流の効率化を推進する必要があります。

## **(3) 施設の維持管理方針**

持続可能な施設活用を行うため、コスト意識の向上を図ります。また、減価償却を含めた市場に適応するルールによる行政コスト計算書(企業の損益計算書相当)の導入など、透明性のある仕組みの導入を検討します。



## 6 . 都市環境

### 6-1 . 都市環境に関する現状と課題

滝川市は、石狩川や空知川をはじめ、田園地帯、丸加高原など豊かな自然環境に恵まれており、また、生ごみのバイオガス化や植物油の自動車燃料利用に取り組むなど、環境問題に対しても先進的な取り組みを進めています。

その中で、滝川市に存在する豊かな資源をより一層活用し展開していくとともに、魅力ある都市環境を維持していくことが求められており、都市環境のあり方や重要性を認識し、環境問題に関連した取り組みを先導的に進めていくことが重要です。

今後、これらの都市環境に関する多様な課題に対応していくためには、行政主導の取り組みのみならず、例えば「まちづくり・川づくり協議会」のように住民・企業・行政などが連携した「新たな公」による地域協働の取り組みで環境を活かした都市づくりを進めることが重要です。

### 6-2 . 都市環境の基本方針

#### 地球環境にやさしい、地域特性を生かしたうるおいのある都市

都市環境の形成にあたっては、地球温暖化対策、生態系の保全、生活環境の改善、市民生活における安全・安心の確保など地域規模から地球規模まで幅広く対応する必要があります。広い視野で施策を展開していくことが必要です。また、良好な都市環境は、市民や来訪者に愛着をもたらすなど、定住促進や交流人口の増大にも繋がります。

一方、将来にわたり、持続的に都市環境を向上させていくためには、行財政が逼迫する中、市民・NPO等・行政の協働による「新たな公」の役割が重要となります。

このように都市環境は「北のエコ・コンパクトシティ たきかわ」を掲げる滝川市として、重要な事項であるとともに多岐にわたるため、「自然環境」、「公園・緑地」、「都市景観」、「都市環境施設」と4つの視点から施策を展開します。

- 1 . 豊かな自然が共存する都市環境 - 自然環境
- 2 . 安心・安全で潤いある都市環境 - 公園・緑地
- 3 . 地域資源を活かした都市環境 - 都市景観
- 4 . 地球・地域にやさしい都市環境 - 都市環境施設

## 6-3 . 都市環境の施策

### 6-3-1 . 自然環境

#### (1) 基本的考え方

滝川市の自然環境は、市民の生活にやすらぎと潤いを与える非常に重要な都市環境ですが、一方、都市活動などによってもたらされる生物多様性や生態系の保全などは、自然環境の自己保全の能力を超えており、人の手によって保全・育成を行う必要があります。

このため、行政施策のみならず、市民一人ひとりが、自然（生活）環境のあり方、重要性を認識し、対応していくことが求められています。

そこで、水・緑などの自然を保全するとともに生態系ネットワークの形成を図り、体験・教育の場等としての活用や自然環境への負荷低減などの取り組みを、市民（コミュニティ）との協働で推進します。

#### (2) 整備方針

水や緑などの自然環境の保全と活用

緑の基本計画に基づいて、石狩川、空知川、都市内河川を軸とした緑のネットワークにより環境軸を形成し、貴重な自然環境や樹木を適切に保全します。

- ・市街地を取り囲む農用地や森林
- ・石狩川・空知川等の河川及びその河川緑地
- ・市内の寺・神社などの周辺緑地
- ・丸加高原の森林
- ・その他

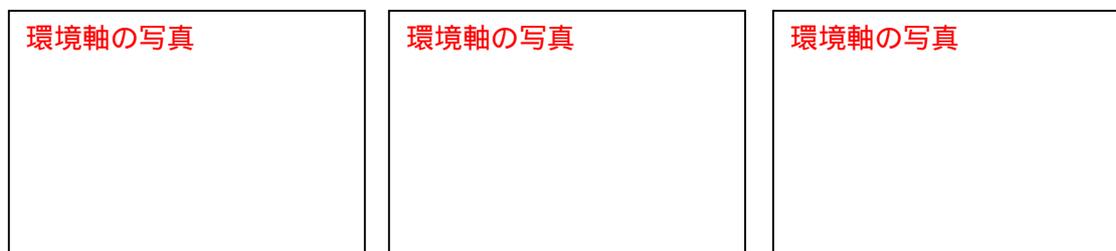


図 4.10 滝川市の環境軸

豊かな自然環境を環境学習、自然観察・体験、交流・観光拠点づくりの場として有効かつ適切に活用します。

- ・丸加高原を観光拠点として整備
- ・丸加高原でのそらぷちキッズキャンプ
- ・石狩川、空知川、ラウネ川等における環境教育
- ・子ども水辺再発見（ ）プロジェクトの登録

国土交通省、環境省、文部科学省が連携し、子どもの水辺での教育を促進する制度

- ・石狩川、空知川流域住民の参加とネットワーク形成を目指した川の駅(図 4.12 参照)の設置

## 【川の駅】

今後は、本来川が持つ豊かな自然や流域性を享受できるよう川へのアクセス性を向上します。また、道路や鉄道が整備されていなかった時代には、川は重要な交通路となっていました。

今後の新たな川の役割として、治水・環境のほか、観光・教育など含め、流域住民の参加とネットワーク形成の「きっかけ」となる「川の駅」の設置を目指します。



図 4.11 川の駅のイメージ / 資料：石狩開発建設部資料より作図

## 生態系ネットワークの形成

鳥類や魚類、野生動植物等の生息環境を適切に保全します。

- ・丸加高原の森林
- ・石狩川、空知川、ラウネ川、須麻馬内川、熊穴川、江部乙川流域の緑
- ・農業地域の緑

河川などの水辺は、自然生態系の維持を最優先し、多自然型工法で整備・改修を行います。

- ・石狩川、空知川、ラウネ川、須麻馬内川、熊穴川、江部乙川

## 自然環境への負荷低減

自然環境の悪化を防ぐため、水質調査等の環境調査を継続的に行い必要な対策を行います。

・石狩川、空知川 石狩川水系石狩川河川整備計画、石狩川水系空知川河川整備計画を参考河川などの水質改善のための産業排水対策、生活雑排水対策、清掃活動等を推進します。

- ・石狩川、空知川、ラウネ川、須麻馬内川、熊穴川、江部乙川

### 【地域との協働による活動体制づくり】

市民、企業、NPO などの組織が積極的に活動を行えるよう、取り組み支援の仕組みづくりを推進します。

- ・「緑とエコ」サポーターネット、「まちづくり・川づくり協議会」など既存市民団体の活動支援
- ・学生ボランティア支援制度

## 6-3-2 . 公園・緑地

### (1) 基本的考え方

公園・緑地は、憩いや安らぎを享受できる空間であることに加え、災害時における避難場所の機能を兼ね備えています。また、少子高齢社会を迎える中、コミュニティの形成や地域づくりの拠点としても重要な役割を担うため、多世代が安全・安心に利用できる公園・緑地の整備・利用・管理が求められています。

そこで、既存の公園・緑地のストックを活かしながら、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市民意向に対応できる仕組みづくりを構築し、コミュニティとの協働による公園・緑地づくりを進めます。

### (2) 整備方針

緑のネットワークの形成と拠点づくり

緑のネットワークの拠点的な緑地を形成します。

- ・石狩川・空知川等の河川緑地
- ・丸加高原の森林
- ・その他大規模な地域制緑地

緑のネットワークの軸となる緑地等を形成します。

- ・幹線道路の街路樹植栽
- ・河岸段丘等の斜面緑地
- ・公共施設の敷地内緑地や外構緑地
- ・丸加グリーンロード（桜並木）
- ・桜つづみ（中島町、有明町）

社会動向・市民意向に対応した公園・緑地の整備

緑と潤い、スポーツ・レクリエーションを提供する大規模な都市公園は、継続的に整備・保全を行います。

- ・池の前水上公園（総合公園）
- ・滝の川公園、石狩徳富河川緑地（運動公園）
- ・空知川緑地、滝川西公園、滝川東公園、北電公園、江部乙公園（地区公園）

身近で潤いと安らぎを感じられ、コミュニティ拠点となるよう小規模な都市公園は適正な配置と維持・管理を進めます。

- ・滝川市内の住区基幹公園（近隣公園、街区公園）
- ・緑道、都市広場等

防災空間としての役割や地域性、施設の長寿命化に配慮し、住民意向にあった公園となるよう、老朽化した公園などを必要に応じ再整備します。

- ・滝川市内の街区公園

未利用地を活用した緑化

低密度居住ゾーンなど、戸建て中心の住宅地では、郊外のライフスタイルに対応し菜園や花壇のスペースが確保できるように、地権者との相談のうえ緑とゆとりあふれる市街地形成を促進します。

遊休農地などを市民農園などとして活用・促進し、コミュニティの育成や生涯学習、子育ての場など市民が集える農空間の整備を図ります。

空き地などの未利用地は、景観緑地として、一時的な活用として、コミュニティーガーデンや市民農園として活用を図ります。

#### 【地域との協働による活動体制づくり】

公園等の整備にあたっては、市民の意見や要望が反映できるよう住民参加型の計画策定を行います。また、市民、企業、NPOなどの組織が積極的に活動を行えるよう、取り組みを支えられる支援方策・仕組みづくりを推進します。

- ・緑化樹配布事業
- ・高齢者いきがい活動事業
- ・アダプトプログラム制度
- ・公園愛護会制度
- ・緑化指針のマニュアル作成

市民や来訪者が公園・緑地などを憩い・散策・健康づくり・交流空間として有効に活用できるよう支援します。

- ・案内マップの作成
- ・ガイド本の作成



### 6-3-3 . 都市景観

#### (1) 基本的考え方

都市景観は、人びとの暮らしに安らぎや潤い・活力を与えるだけでなく、その都市の「個性」を目に見える形で表現することを通じて、地域への愛着を喚起したり、来訪者にまちの魅力をPRする役割を持っています。特に、市街地景観の画一化が進行している現在、「地域らしさ」を見つけだし、表現していくことは、生活することへの誇りと愛着を再発見するという意味でも、都市づくりの大きな役割を担っているといえます。

そのため、国や道など関係機関と連携を図りながら、景観づくりに関する基本方針、計画、基準や指針などを定め、市民（コミュニティ）との協働で、地域の個性をいかすとともに、うるおいある景観を形成しながら、暮らしが息づく滝川らしい景観を育てていきます。

#### (2) 整備方針

地域に適した景観形成を行う仕組みづくり

国や道など関係機関と連携を図りながら、滝川市独自の景観形成を行うための体制構築、計画策定、具体的なルールづくり等、景観形成の新たな仕組みづくりに向けた検討を行い、実現に向けた取組を推進します。

- ・ 景観協議会等、景観づくりの受け皿となる体制の構築
- ・ 景観計画の策定によるルールづくり
- ・ 景観区域、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

#### 【地域との協働による景観形成】

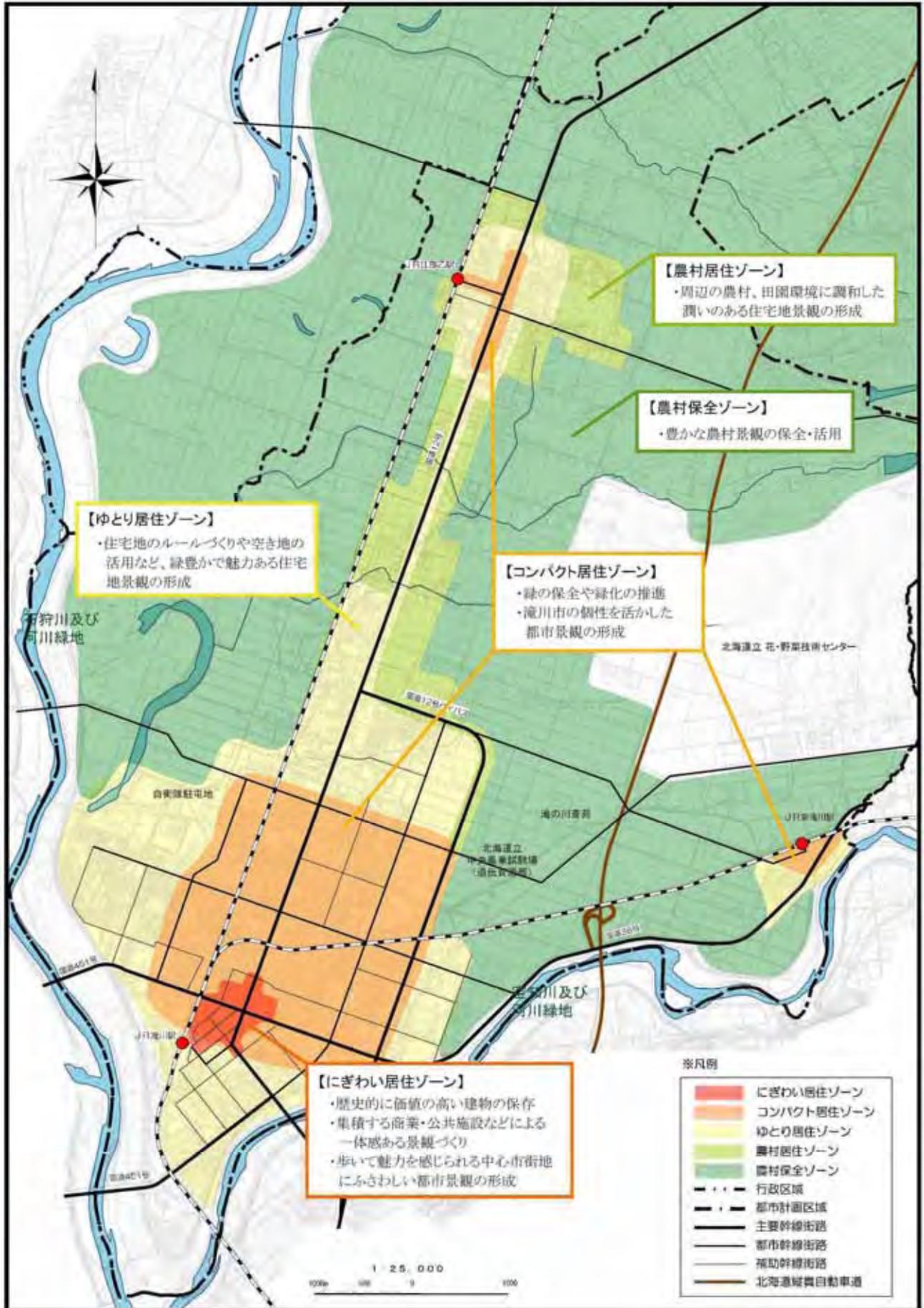
景観づくりにあたっては、市民が地域の景観特性等を認識するため、地域の個性や景観資源を明らかにして情報発信を行い、市民、事業者等の合意と継続的な協力を得ながら協働で良好な景観の維持に努めます。また、市民の自主的な景観配慮を促すための支援制度等の検討を行います。

地域の個性を活かした景観形成

コンパクトな都市づくりにおける農村保全ゾーン、農村居住ゾーン、ゆとり居住ゾーン、コンパクト居住ゾーン、にぎわい居住ゾーンの各地区の特性に適した景観形成を行い、地域の個性を活かした景観形成を促進します。

- ・ 農村保全ゾーンにおいて、石狩川・空知川等の河川及び河川緑地、丸加高原及び森林など、市街地周辺の自然環境と調和した広がりのある豊かな農村景観を保全・活用
- ・ 農村居住ゾーンにおいて、周辺の農村、田園環境に調和した潤いのある住宅地景観を形成するなど、田園景観を保全・活用
- ・ ゆとり居住ゾーンにおいて、地区計画による住宅地のルールづくりや空き地の活用などにより、緑豊かで魅力ある住宅地景観を形成
- ・ コンパクト居住ゾーンにおいて、市街地においても豊かな自然を感じることができるよう、緑地の保全や緑化の推進により、滝川市の個性を活かした都市景観を形成
- ・ にぎわい居住ゾーンにおいて、歴史的に価値の高い建物の保全、集積する商業施設や公共施設等による一体感ある景観づくりなど、歩いて魅力を感じられる中心市街地にふさわしい都市景観を形成

都市景観方針図



## 6-3-4 . 都市環境施設等

### (1) 基本的考え方

日本では、2020年までに1990年比25%の二酸化炭素削減の目標を掲げており、滝川市の都市環境施設等においても、都市活動に伴う地球温暖化対策やエネルギーや資源の循環に対する重要な役割を担う施設として、関連技術の向上や行政や市民が一体となった取り組みの推進が求められます。

そのため、水循環の適正化、省資源・省エネルギーの推進、自然エネルギーの有効活用等による二酸化炭素排出量の削減、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などの分野で、さらなる施設の効率化最適化や資源循環に関する社会システムの改良を先導的に推進します。

### (2) 整備方針

#### 水循環の適正化

都市下水道の普及促進や農業地域における合併浄化槽の普及など滝川市における水循環の適正化に努めます。

- ・ 公共下水道普及率の向上
- ・ 合併処理浄化槽の設置

#### 省資源・省エネ型都市づくりの推進

公共施設のリノベーションなど、既存ストックを有効に活用します。

- ・ 統廃合後の小中学校の再活用
- ・ 旧市立図書館の再活用（検討中）
- ・ その他市有施設等の改修など長寿命化対策

断熱に優れ省エネルギーなどの住宅における省エネルギー化を推進します。

- ・ 公営住宅の断熱性能向上等の省エネ化や長寿命化対策
- ・ 民間住宅の断熱性能向上等の省エネ化

#### 低炭素型都市づくりの推進

太陽光などの再生可能エネルギーや省エネ技術の公共施設などへの導入を検討します。

- ・ 公共施設への導入（庁舎など）
- ・ スマートグリッドの導入に向けた研究推進

バイオマス利用の活動拠点の充実を図ります。

- ・ 生ごみバイオガス化プラントの更なる有効活用（稼働率の向上方策や消化液の土壌還元など）
- ・ 農業系未利用資源のエネルギーなどへの利用の検討

公共交通機関の利用促進や、効率的な道路ネットワークの形成により、環境負荷の少ない都市への誘導に努めます。

- ・ 公共交通の充実、利用促進
- ・ コミュニティバス・乗り合いタクシーの導入
- ・ カーシェアリングの導入など
- ・ 公用車をはじめとするエコカーの導入促進
- ・ 自動車規制エリアの導入検討

## 循環型都市づくりの推進

ゴミの減量や適正な処理、資源の循環利用を進めます。

- ・ 集団資源回収
- ・ ごみの分別の細分化
- ・ 資源回収活動奨励事業
- ・ 下水処理における生ごみ処理ディスポーザーとの一元管理

ゴミの 3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進など、リサイクル活動拠点の整備を推進します。

- ・ 可燃ごみ焼却施設の稼働（公設公営）
- ・ マテリアルリサイクル施設の整備
- ・ 最終処分場の整備

### 【地域との協働による活動体制づくり】

市民や企業、NPOなどの組織が積極的に活動を行えるよう、取り組みを支えられる支援の仕組みづくりを推進します。